２０１４年１０月２４日

**東京都知事（都市整備部街路計画課）様**

**外環の２　都市計画変更案についての質問書**

とめよう「外環の２」ねりまの会

事務局次長

村山　敦子

連絡先住所：・・・・・・・・・・・・・

携帯電話番号：・・・・・・・・・・・

前略

５月１４日に発表された「外環の２」練馬区部分３ｋｍ区間についての都市計画変更案については、約９ｋｍの計画区間の一部だけを早急に計画変更する緊急性などを含めて、不明なことが多いので以下の通り質問します。

尚、先の都市整備委員会でも明確な回答が分かりませんでしたので、丁寧なわかりやすいご回答をお願いする次第です。

ご回答については文書でのご返答をお願いいたします。

**質問事項**

**１**、

外環の２という計画そのものは、高架方式で構想されていた際の付属道路計画として、高速道路の外環道本線計画と一体に考えられていたものですが、実態として一体で考えていたということは担当前任者の佐久間氏もそのように「地上部街路についての話し合いの会」で答えています。

「（前略）事実関係で、そういった意味では、計画の内容とか、検討する意味では、一体的に検討しなければいけなかったというのも事実だというふうに認識しております。（後略）」：

（平成２５年（２０１３年）１１月７日開催／第１７回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会　議事録より引用））

また外環本線を地下化した際には「古い家にしがみついていて我慢して、どうなるかわからないから、不安で不便な生活を送ってきたが、家をリニューアルされるのも結構でしょう、そういうご迷惑をかけないよう、とにかく下をくぐる工法でやっていくので、その点はご安心いただきたい」（平成１８年４月定例記者会見）と石原知事（当時）が語っています。

更に、平成１３年（２００１年）４月に公表された「東京外郭環状道路の計画のたたき台」では、「現計画の自動車専用道路と幹線道路の広域機能も集約して全線地下構造の自動車専用道路とします」と述べています。（パンフ４頁構造についての説明より）

以上のような事実をどのように考えているのかについてお答え下さい。

**２**、

前記１項の事実から平成１９年（２００７年）の本線の地下化の際に、東八道路以南の「付属街路」と一緒に計画廃止すべき計画だったのではないかと考えますが、何故、平成１９年時の地下化都市計画変更の際に東八道路以北の「外環の２」の廃止提案しなかったのかを説明して下さい。

**３、**

　平成１４年（２００２年）１１月に発表された国・都の「外環道建設」の方針は、「地上部街路・インターチェンジなし」だったのに、練馬区長の反対により、翌年３月に再度発表された方針では「地上部街路・インターチェンジも検討する」という、ほとんど正反対の内容に変わっていたことは、まったく異常なことです。練馬区行政の住民に対する背信行為を、国・都がやすやすと受け入れたのはなぜか。お答えください。（参考資料／外環ジャーナルＮＯ、９号他）

**４**、

昨年１２月の３案発表以後の都民（練馬区住民）意見（東京都の取りまとめ文書を見ても）では、そもそも「外環の２はいらない」という声が多数になっており、幅員変更は住民意見（地権者意見）とかけ離れているのではないかと考えますが、住民意見をどのように受け止めて、それをどのように反映させようとしているのかをお答え下さい。

**５**、

外環の２は、そもそも大泉から三鷹までの９ｋｍの計画のはずであり、一部区間の３ｋｍだけを切り離して変更することは、都市計画法の主旨からもそぐわない変更手続きであると考えます。

一部区間を切り離して変更することの合理的理由についてお答え下さい。

このことには行政内部からも異論が出されています。

「（前略）都の方針というのは皆出そろった段階で出すのか、今回みたいな形でバラバラで区域によって出しちゃいますと、それは都市計画としての全体の今までのネットワーク論の話も含めて、非常に矛盾をきたす形になりますので、ただ、行政の各エリアで事情が違うというところも含めて、その辺、東京都は今どういう状況の考え方でいるのか、その辺をちょっとお伺いしたいんです。（後略）」

（平成２６年（２０１４年）４月開催・第１８回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会　議事録より）

この意見についても、どのように考えているのかについてお答え下さい。

**６**、

幅員を４０ｍから２２ｍに変更することで、残余となる１８ｍの地域の方々に関する今までのような建築制限などはどうなるのかについてお答えください。

尚、この件については、高速道路計画である外環道本線の大深度法認可及び都市計画法認可での規定や制限を含めて正確にお答えください。

**７**、

幅員を小さくするとして公表されている図では、各地域を均等に狭めるということではなく、旧幅の４０ｍに対して、ある箇所は西側に寄っていたりある箇所は中央になっていたりしていますが、どのようにして変更線を決定しているのか、その権限と根拠についてお答えください。

また、変更線を決める際に、関係住民から充分な意見の聞き取りなどをしているのかについてもお答えください。

以上